# がいようばん せいかちょうだい き しょうがいふ く しけいかく 【概要版】 精華町第5期障 害福祉計画 せいかちょうだい き しょうがい じ ふく しけいかく 精華町第1期障害児福祉計画

#### けいかく きほんてき かんが かた **1 計画の基本的な 考 え方**

# けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

精華町では平成18年(2006年)3月に第1期障害福祉計画を策定し、以降3年ごとに計画を改定しており、計画に基づいて障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう取り組んできました。

精華町第4期障害福祉計画は平成29年度(2017年度)末に満了することから、これまでの成果を踏まえつつ、「第5期障害福祉計画(計画期間:平成30~32年度)」を策定しました。

また、児童福祉法の一部改正により、平成30年度から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことにより、「第1期障害児福祉計画」を併せて策定しました。

# たい き だい き せいかちょうしょうがいふく しけいかく む へんこうてん 第4期から第5期精華町障害福祉計画に向けた変更点

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の計画化
- ・地域生活支援拠点等の整備の計画化
- ・ 障 害 福祉サービス項目の増加 「 就 労 定 着 支援」、「 自立生活援助」 を追加

#### だい きしょうがいじょくしけいかく 第1期障害児福祉計画

- ・障害児支援の提供体制の整備の計画化
- ・障害児サービスの見込み量の目標値を設定
- しょうがいじ こうもく ぞうか きょたくほうもんがたじどうはったっしぇん ついか・障害児サービス項目の増加 「居宅訪問型児童発達支援」を追加

#### じぎょうじっせき どうこう 事業実績の動向

- ○見込み量に対して実績が増えている事業 (新規事業所が必要)
  「居宅介護」「生活介護」「成 労 移行支援」「就 労 継続支援 B型」「短期入 所」
  「児童発達支援」「放課後等デイサービス」
- ○見込み量に対して実績が下回っている事業(事業所不足でニーズが潜在化) 「共同生活援助」「計画相談支援事業」「障害児相談支援事業」 「移動支援事業」「日中一時支援事業」

# ほうてきこんきょ けいかく い ち づ<br/> ②法的根拠と計画の位置付け

- (1)障害者総合支援法第88条に規定された計画である「障害福祉計画」と、児童福祉法 だい じょう きてい けいかく 第33条の20に規定された計画である「障害児福祉計画」に基づき、本町では障害者 施策を推進します。
- (2) 本町の上位計画である総合計画や、「精華町高齢者保健福祉計画 精華町介護保険 できょうけいかく まいかちょう じどう いくせいけいかく まいかちょう じょうけいかく まいかちょう じょうけいかく まいかちょう じゅう しえんじぎょうけいかく まいかちょう ちいき 事業計画)」「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」「精華町地域 福祉計画」との整合を図りながら、事業を実施していきます。

けいかく きかん
③計画の期間 (年度)

~\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot	平成25	平成26	平成27	~\cdot\delta\delt	平成29	平成30	平成31	平成32
(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)

だい じ せいかちょうしょうがいしゃき ほんけいかく へいせい ねんど おおむ ねんかん 第2次精華町障害者基本計画 (平成24年度から概ね10年間)

第3期 精華町障害福祉 計画 平成24~26年度 

## ■障害者基本計画

にようがいしゃせさく かか そうごうてき けいかく きほんりねん せさく ほうしん さだ 障害者施策に関わる総合的な計画であり、基本理念や施策の方針を定める。

### 1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で じぶん 自分らしく暮らせる福祉のまち 特華町

## 2 基本目標

ともに育ち、ともに繋ぶために生きがいを持って働くためにすこやかなくらしのために自立した生活をおくるために多くで快適なくらしのためにまりかんできなくらしのためにまりかん。

# しょうがいふくしけいかく ■障害福祉計画

- O 生活支援サービスや一般就労 生活支援サービスや一般就労 等についてサービスの数値 もくひょう じつげんかほうさく きだ 目標と実現化方策を定める。

# 2 精華町の障害者を取り巻く状況

せいかちょう そうじんこう ぞうかけいこう すいい へいせい ねんど にん 精華町の総人口は、増加傾向で推移しており、平成28年度には37,621人となってい

しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう ぞうかけいこう すいい へいせい ねんど しんたい 障害者手帳所持者数については、増加傾向で推移しており、平成28年度では、身体 しょうがいしゃてちょうしょじしゃ にん りょういくてちょうしょじしゃすう にん せいしんしょうがいしゃほけんふくし 障害者手帳所持者が 1,390人、療育手帳所持者数が 297人、精神障害者保健福祉 でちょうしょじしゃすう にん 手帳所持者数が 199人となっています。

しょうがいふくし とう しきゅうけってい う じっさい りょう ひと 障 害 福祉サービス等の支給決定を受けてサービスを実際に利用した人については、 へいせい ねんど にん しきゅうけっていしゃ へいせい ねんど にん ねんかん 平成24年度に 259人だった支給決定者が、平成28年度には 369人と、この5年間で 110にん ぞうか ともな う さい ひつよう しょうがいしえんくぶん 人の増加となっています。これに 伴 い、サービスを受ける際に必要な 障 害 支援区分にんてい う ひと ぞうかけいこう 認定を受けている人も増加傾向にあります。

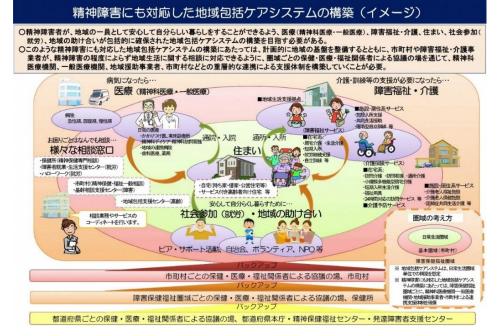
# 3 障害福祉計画での数値目標と見込み量の設定

## ちいきせいかつ いっぱんしゅうろう いこう すうちもくひょう 1地域生活または一般 就 労への移行の数値 目 標

しせつにゅうしょりょうしゃ ちいきせいかつ いこう ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう 「施設入所利用者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」につい きほんほうしん ふ すうちもくひょう もう もくひょうたっせい む とりくみ しめて国の基本方針を踏まえて数値目標を設け、目標達成に向けた取組を示す。

# せいしんしょうがい たいおう ちぃきほうかつ こうちく ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく めざ くに きほんほうしん 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、国の基本方針を は せっち せいかもくひょう しめ 踏まえて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置などの成果目標を示す。



じりょう こうせいろうどうしょう 資料:厚牛労働省

## 3地域生活拠点等の整備

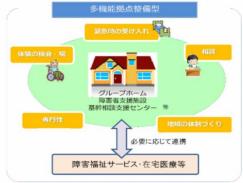
しょうがいしゃ ちいき せいかつ しえん ちいきせいかつきょてんとう せいび めざ くに しめ 障害者の地域での生活を支援する地域生活拠点等の整備を目指して、国が示す きほんししん ふ せいかもくひょう しゅ 基本指針を踏まえて、成果目標を示す。

#### 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法 (イメージ) ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。





資料:厚生労働省

# しょうがいふくし さー び す み こ 4 障 害福祉サービスの見込み

じっせき じぎょうしゃ けっか ほうもんけい にっちゅう これまでの実績や事業者ヒアリングの結果をもとにして、「訪問系サービス」「日中かつどうけい きょじゅうけい とう りょう みこ ほうきく しゅ活動系サービス」「居住系サービス」等についてサービス量の見込みとその方策を示す。

ほうもんけい	きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうど						
訪問系	「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度						
	しょうがいしゃなどほうかつしえん						
サービス	障害者等包括支援」						
にっちゅうかつどうけい	せいかつかいご じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん しゅうろういこう						
日中活動系	「生活介護」「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就 労移行						
	しえん しゅうろうけいぞくしえん がた がた しゅうろうていちゃくしえん りょうよう						
サービス	支援」「就 労 継続支援(A型·B型)」「就 労 定 着 支援」「療 養						
	かいご たんきにゅうしょ						
	介護」「短期 入 所 」						
きょじゅうけい	きょうどうせいかつえんじょ ぐるーぷほーむ しせつにゅうしょしえん じりつ						
居住系	「共同生活援助(グループホーム)」「施設入所支援」「自立						
	せいかつえんじょ						
サービス	生活援助」						
そうだんしえん	けいかくそうだんしえん さー び すとうりようけいかく さくせい						
相談支援	「計画相談支援(サービス等利用計画の作成など)」						

# ちいきせいかつしえんじぎょう み こ **地域生活支援事業の見込み**

じっせき ふ ひっすじぎょう そうだんしえんじぎょう ちいきじりっしえんきょうぎかい これまでの実績を踏まえて、必須事業として「相談支援事業」「地域自立支援協議会」 しえんじぎょう しゅわつうやくしゃはけんじぎょう ようやくひっきしゃはけんじぎょう にちじょう 「コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業)」「日常

せいかつようぐきゅうふとうじぎょう いどうしえんじぎょう ちいきかつどうしえん じぎょう みこ 生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」のサービス見込りょう もう みこ りょうかくほ ほうさく しめみ 量を設け、見込み量確保の方策を示す。

にっせき な にんいじぎょう にっちゅういちじしえんじぎょう しゃかいさんかそくしん これまでの実績を踏まえて、任意事業として「日中一時支援事業」「社会参加促進じぎょう しんしんしょうがいしゃ じぎょう じどうしゃうんてんめんきょしゅとく かいぞうひじょせい ふくし事業」「心身障害者レクリエーション事業」「自動車運転免許取得・改造費助成」「福祉りようりょうきんじょせい みこりょう もう みこりょうかくほ ほうさく しめタクシー利用料金助成」のサービス見込み量を設け、見込み量確保の方策を示す。

#### しょうがいじょく しけいかく すっちもくひょう み こ りょう せってい 4 障害児福祉計画での数値目標と見込み量の設定

# 

はいくしょとうほうもんしえん りょう 国の基本指針を踏まえて、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の利用 たいせい せいび じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはったっしえんじぎょうしょおよ ほうかごとう 体制の整備、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー じぎょうしょ せいび ほけん いりょう しょうがいふくし ほいく きょういくとう かんけいきかん きょうぎ ばービス事業所の整備、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場せっちとう せいかもくひょう しめ の設置等についての成果目標を示す。

# 

# しょうがいじしえん 障害児支援

じどうはったつしえん ほうかごとうでいさーびす ほいくしょとうほうもんしえん 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」 いりょうがたじどうはったつしえん しょうがいじそうだんしえん きょたくほうもんがたじどう 「医療型児童発達支援」「障害児相談支援」「居宅訪問型児童はったつしえん 発達支援」

# 5 計画の推進に向けて

けいかく すいしんさく しんこうかんりたいせい かくりつ けいかく てんけん ひょうか ほうさく 計画の推進策として、「進行管理体制の確立」「計画の点検・評価の方策 けいかく ぐげんか ほうさく きょうとふ きんりんしちょうそんなど こういきれんけい ほうさく しめ |「計画の具現化の方策 | 「京都府・近隣市町村等との広域連携の方策 | を示す。